

●平成29年度 監査テーマ 中核市への移行に伴う移譲事務(衛生に関する事務を中心として)について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応
1	学校給食施設の立入検査について [74ページ]	学校給食施設については、利用者が年少の子供であり、利用者の人数が多く、衛生環境について通常の飲食店等よりも注意を払う必要があることから、枚方市教育委員会学校給食課長より、「枚方市学校給食施設の監視指導結果について(回答)」として、毎年、指導結果に対する回答を得ているとのことであった。 しかし、保健衛生課食品衛生グループ(食品)では、平成28年度の当該報告(枚方市学校給食施設の監視指導結果について(回答))を受領していなかった。	保健衛生課	平成30年度より担当者と上席者の2名で期限の2週間前及び4日前に回答の受領を確認することとした。さらに、グループ内で共有している予定表に確認日と確認を行う旨を記入して全員に注意喚起し、確認もれを防ぐこととした。
2	犬及び猫引取申請台帳の作成方法について [83ページ]	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例第13条第1項の規定により、引き取られた犬及び猫の種類、引き取り日時及び場所等を2日間公示するものとされている。枚方市文書取扱規程において、公示については一暦年単位で、文書の種類ごとに一連の番号を付けて公示令達簿を作成することとされている。 平成28年度の公示令達簿を確認したところ一部平成29年度分(1月12日分、3月27日分)が混入していた。 また、公示案の決裁回議欄に記載されるべき書類保存期間は5年であるところ、3年と記載されているものが多く見られた。 瑕疵なく書類を作成し保管する必要がある。	保健衛生課	公示令達簿に一暦年ごと、保存年限が5年であることが明確にわかるよう、また、公示書の記入時に誤記が発生しやすい箇所を明記した記入例を添付した。
3	猫の死体の引取り依頼に関する枚方市事務決裁規程の取扱いについて [84ページ]	平成28年度の犬及び猫引取申請台帳を確認したところ、平成29年度分の申請書が平成28年度の申請台帳に綴られていた。 また、平成28年度の申請台帳と申請書の整合性を確認したところ、申請台帳の記載に漏れ(申請書平成28年7月28日分)や、単に二重線を引いただけの記載の削除が多く見られた。 申請台帳の作成目的は申請書綴りの目次であるため、必要記載事項は漏れなく記載する必要がある。	保健衛生課	口頭により申請台帳への必要事項記載の徹底を周知するとともに、記載漏れや、記載方法、記載内容の誤りが無いか、決裁前にも申請受付者との担当者間でダブルチェックを実施することとした。
		平成28年度の「猫の死体の引き取りについて(依頼)」の決裁について、ほとんどが課長決裁されていたが、課長決裁欄がなく統括課長代理決裁までしかないものが1件、課長決裁欄はないが統括課長代理決裁欄で課長が代理決裁を意味する「代」を手書きして課長が押印しているものが1件あった。 このように、同一内容の依頼について決裁方法に違いがあった。	保健衛生課	課長専決であることが明らかにわかるよう、マーカーや注意書きを記載した事務決裁規程を文書を綴り込む簿冊に添付した。
4	環境省への報告事項に関する記録の正確性について [85ページ]	平成28年度の「猫出入表」のエクセルファイルについて、1四分の入力漏れがあった。そのため、環境省に報告された猫の収容数が誤っていた。	保健衛生課	出入表を網羅性に留意しつつ理解しやすく記入しやすい様式に変更し、記入間違い等を防止することにより正確性を図ると共に入力完了後、入力者との担当者で必ずダブルチェックを実施することとした。
5	回議書を利用しない決裁方法について [104ページ]	回議書を利用しない決裁について、枚方市文書取扱規程に定める「文書の余白を利用して」いないものが多く見られた。 枚方市文書取扱規程に沿って文書の余白を利用した方法により、決裁を行う必要がある。	保健衛生課	平成29年度中に枚方市文書取扱規程に沿って、文書の余白を利用して起案することを徹底するよう課員に周知し、実施済み。
6	感染症発生対応一覧の作成について [110ページ]	結核患者の意見伺いの感染症診査協議会が平成28年7月28日に実施されているにも関わらず、入院勧告通知書の交付に関する回議書には開催される前日の平成28年7月27日付け公印が押印されていた。	保健予防課	公印の日付確認不足により起こった事象であるため、押印前、後に必ず当日の日付であるかを確認し、適切に実施するよう課員に周知し、徹底することとした。
7	講演会を実施した際の謝礼の時間について [119ページ]	当事者・家族・ピアサポーター支援事業で実施している講演会等について、支払い対象となった3時間について、その内訳と作業等の記録を残し、根拠を明確にする必要がある。 また、統一基準の決定が運用上難しいため、その都度決定する方法をとるのであれば、依頼の都度、作業時間を申告させ、決裁する必要がある。	保健予防課	講演会等の講師報償金については、統一基準の決定が困難であるため、事業実施の都度、事前に事業内容や実施時間、報償金額について決裁をとることとした。事業実施後、事業内容、日時、実施時間、講師名、従事者、参加者数等を記載した事業報告書を作成し、課長まで供覧することとした
8	枚方市特定不妊治療費用補助金の申請時の確認 [126ページ]	枚方市特定不妊治療費用補助金は、受給回数が決まられており、過去に他の自治体で同種の補助金を受給した場合にはその回数もカウントされるため、他の自治体での受給を確認しなければ、補助金の過大支給を招く可能性がある。 枚方市特定不妊治療費用補助金交付申請書には、申請者は本申請書記載の「他の自治体での特定不妊治療費用補助金の受給の状況」について、補助金交付の適性を判断するために必要な場合は、枚方市が他の自治体へ照会することについて同意するとの記載があることから、初回申請者については転入前の自治体での受給回数を確認する必要がある。	保健予防課	初回申請者に対しては、転入日・前住所等を確認し、必要に応じて他の自治体に当該補助金の受給状況について、文書で照会し受給回数の確認を行うこととした。
9	回議書を利用しない決裁方法について [130ページ]	回議書を利用しない決裁について、枚方市文書取扱規程に定める「文書の余白を利用して」いないものが多く見られた。 枚方市文書取扱規程に沿って文書の余白を利用した方法により、決裁を行う必要がある。	保健予防課	回議書を利用しない決裁については、枚方市文書取扱規程に沿って文書の余白を利用した決裁を行うこととした。
10	実地調査の結果通知について [136ページ]	軽費老人ホームに対する実地調査について、平成28年度の実地調査に関する書類を閲覧したところ、実地調査先の1つの軽費老人ホームに対する結果通知書が回議書も含めて見当たらなかった。結果通知書及び回議書の有無を確認したところ、決裁も含め結果通知を失念していたとのことであった。	長寿社会推進室	平成28年度に実施した軽費老人ホーム事務費補助金に係る実地調査の結果通知については、指摘を受けた後、ただちに決裁処理を行い、当該軽費老人ホームに通知した。今後は、実地調査後の事務処理について、進行管理表を作成し再発防止を図ることとした。
11	民生委員に対する活動費の上乗せ支給について [138ページ]	枚方市が民生委員の1年間の活動費として支出している74,280円のうち、59,000円を除いた15,280円については、民生委員の活動における経済的負担を鑑みて、枚方市が独自に上乗せして支出しているものである。 この上乗せ支出部分について、上乗せして支出を行う旨及びその金額について、条例や規程等の根拠がないまま支給が行われている。	福祉総務課	令和2年度に、活動費負担金の支出に関して、支払いの根拠となる要項を策定し、令和3年4月1日より施行している。

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応
12	行旅病人又はその同伴者の引取り、又はその救護費用の弁償を得られない場合の引取り又は費用の弁償について [141ページ]	生活保護の葬祭扶助基準は確定額ではなく、「以内」と定められているため、入札制度の趣旨からは市が金額を予め定めることは問題である。	生活福祉室	平成30年度から他市や他機関の情報をもとに金額の見直しを行った。死者の人権を尊重し、速やかに葬祭を執り行うべきであり、市が金額を指定して葬祭を執り行うことが必要であることから、入札制度にはなじまないと考えている。
		平成28年3月26日に行われた火葬が、火葬業者の失念による請求書の提出遅れにより、平成28年6月15日の起案となり、平成28年6月21日の支出となっていた。そのため本来、出納整理期間中に処理して平成27年度の歳出となるべきものが、平成28年度の歳出とされている。	生活福祉室	定期人事異動に伴い、事務引継ぎが十分でなく、処理が遅れたものであるため、担当者が対面で、文書を一点ずつ確認しながら事務引継ぎを行うことを再度徹底し、遅滞なく処理を行っていくこととした。
13	枚方市障害者施設等整備審査会の会議録について [148ページ]	枚方市障害者施設等整備審査会については、審議内容について、附属機関条例第6条第2項に規定する会議録を作成することは必須である。しかしながら、平成28年11月2日に開催された枚方市障害者施設等整備審査会の会議録が実地調査を行った平成29年9月13日時点で未作成であった。	障害福祉室	平成30年2月時点で会議録を作成済みである。今後は担当者変更による事務引継ぎを徹底して行うこととした。さらに、会議録の作成を含む審議会事務の注意書きを簿冊に添付し、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程に基づき、会議終了後おおむね2月以内に会議録を作成することについて、注意喚起を図った。
14	特別補聴器交付対象者について [150ページ]	枚方市難聴児特別補聴器給付事業実施要綱の要件を満たしていない申請に対する許可が3件確認できた。該当する3件は形式的には申請を許可してはならないこととなり、要綱違反であるといえる。	障害福祉室	平成30年4月19日に、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満であるものから、両耳の聴力レベルが30デシベル以上であるもの(聴覚障害を有することにより身体障害者福祉法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けているものを除く。)に要綱を改正した。
15	母子父子寡婦福祉資金の回収努力について [161ページ]	母子父子寡婦福祉資金の貸付けについて、貸付台帳等個人ファイルを閲覧した10件のうち1件については、マイナンバー通知書のコピーを入手し保管していた。本件事務の手続上、マイナンバーの取得は定められておらず、保管していることのみならず取得していること自体が大きな問題である。	子ども総合センター	母子父子寡婦福祉資金の貸付業務については、番号法主務省令に掲げられた事務であり、取得については問題はないが、個人情報保護のため施錠できるロッカーに保管している。
16	委託業者の誓約書の日付について [162ページ]	枚方市父子家庭生活支援員派遣事業の委託契約において、業務に従事する作業責任者及び作業従事者より個人情報の保護に関する誓約書を入手しているが、当該誓約書5名中4名に誓約日の日付が抜けていた。	子ども総合センター	契約書類提出時に受付担当者とりまとめ担当で確認した後、決裁に回し担当課長代理が確認することとした。
17	資格確認の記録について [162ページ]	「自立支援教育訓練給付金」の申請時には「自立支援教育訓練給付金事前聞き取りシート」を使用して、支給要件の確認を行っている。「自立支援教育訓練給付金事前聞き取りシート」を閲覧したところ、資格確認欄への記入が漏れていた。	子ども総合センター	「自立支援教育訓練給付金事前聞き取りシート」の支給要件の確認項目と資格確認欄の項目が重複していたので、平成30年度申込分から様式を見直し、資格確認欄は削除することとした。
18	中間処理施設の設置・新規許可の事前協議に必要な書類の不備について [167ページ]	「枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止のための事前協議及び行政指導に関する要綱」によれば、産業廃棄物の中間処理施設の設置・新規許可に当たって行う事前協議書には、申請日前3月以内に交付された施設所在地の登記簿謄本と施設及びその周辺区域の地籍図を添付する必要があるとされている。平成28年度中に事前協議の申請があった1件について、申請日前3月を超えた登記簿謄本と地籍図が添付されていた。要綱で要求されている書類が添付されていないにもかかわらず申請を受け付けたことは問題である。	環境総務課	必要資料のチェックシートを改善し、チェックシートに事前協議書の受理日と登記簿謄本等の交付日を記入し、申請日前3月以内の交付であることを確認する確認欄を新たに設けた。
19	高濃度PCBを保管している事業者に対する立入検査における立入検査指導書等の不備について [169ページ]	高濃度PCBを保管している事業者を中心とした立入検査を実施した際には、①立入検査指導書、②立入検査チェック表、③現場写真をまとめて所管課内で供覧し、綴りに綴ると規定されている。しかしながら、平成28年度の立入検査について、立入検査指導書等が綴られたファイルを確認したところ、平成28年度に実施した16件の立入検査中4件について現場写真が綴じられていなかった。	環境総務課	立入検査は感電事故のおそれがあるので、現場写真については省略することができる書類として位置づけている。立入検査書に添付する必要書類を修正し、立入検査書に添付する必要書類及び綴り方を例示とし、あわせて感電事故防止等のため、現場写真に係る留意事項を明記して、マニュアルを改善した。
20	産業廃棄物保管施設届出書の提出時期の修正に伴う記載事項の不備について [170ページ]	「枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例」第4条において、事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合を除き、保管の開始日の14日前までに、当該保管を行おうとする事業場ごとに、届出書を市長に提出しなければならないとされている。平成28年度に届出のあった事業者からの届出について、保管開始予定日が届出書提出日から14日以内となっている届出書を受理したことは問題である。	環境総務課	審査票を改善し、保管開始予定日が届出の收受日の14日後以降であることを確認する審査の項目を新たに設けた。
21	「建設汚泥の自ら利用(現場内)に関する事前協議書と建設汚泥の処理・利用に関する計画書」の提出遅延について [171ページ]	「枚方市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針」によれば、建設汚泥を自ら利用しようとする工事の請負事業者は、建設汚泥が発生することとなる工事の受注を受け、着工する前までに「建設汚泥の自ら利用(現場内)に関する事前協議書と建設汚泥の処理・利用に関する計画書」を提出しなければならないとされている。平成28年度に計画書の提出があった建設工事1件について確認したところ、当該計画書が提出されたのは平成28年9月であったが、対象となる工事の着工は平成28年3月であった。	環境総務課	必要資料のチェックシートを改善し、チェックシートに工事の着手日を記入し、提出日との関係を確認する欄を設けた。また、指摘を受けて以降は、この制度を利用する建設業者が多く来庁する環境指導課の窓口で周知文書を配架し、より一層の周知に努めている。
22	手続きの委任について [182ページ]	平成28年度に提出された届出を確認したところ、法人の代表者から委任を受けた者が大気汚染防止法第11条の規定に基づく届出書を提出する際に、当該届出書の誤記載の部分について、委任を受けた者以外の者が訂正印を押印し、訂正を行っている事例が多く見られた。受任者以外の者が訂正を行っている届出書を正しいものとして受領することは問題である。	環境指導課	監査で指摘を受けて以降、届出書の訂正については、届出者印による訂正を基本として、届出担当者が訂正を行う可能性がある場合は、事前に届出者から届出担当者への委任状の添付を事業者に指示することとした。
23	公害防止管理者の資格要件の確認について [182ページ]	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」第4条及び第5条において、特定事業者は公害防止管理者及び公害防止主任管理者を選定しなければならないとされており、いずれも、定められた資格を有している必要があるとされている。しかし、平成29年5月11日に届出された4件については、資格証のコピーを入手しておらず、資格要件について未確認であるにもかかわらず、決裁がなされていた。	環境指導課	監査において指摘を受けた平成29年5月11日付の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出4件については、届出時点で有資格者であることを証する書類(修了証書)が資格者本人の手元に届いていなかったことから、後日、資格を証明する書類のコピーを提出させ、有資格者であることを確認して、届出に添付した。届出時点で資格を証明する書類(修了証書)が添付できない場合は、所管部署へ問合せをするなどして確認を行い、修了証書を受領次第、写しを提出させることとした。
24	放課後自習教室運営委員会について [195ページ]	放課後自習教室運営委員会について、放課後自習教室運営委員会設置規約において設置が規定されている座長を定めていない。	教育指導課	平成29年11月10日に開催した放課後自習教室運営委員会において、放課後自習教室運営規約に基づき、座長を選出した。